

藤沢市石綿関連疾患対策委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市が管理する施設において、石綿のばく露を受けたため、石綿関連疾患を発症する可能性のある関係者（以下「石綿ばく露関係者」という。）に対する具体的な健康対策及び補償に関する方針を検討し、市に助言することを目的として設置する藤沢市石綿関連疾患対策委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会の委員は15人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 石綿に関し学識経験を有する者
- (2) 弁護士
- (3) 医師
- (4) 臨床心理士
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、これを妨げない。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長がこれを行う。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 石綿ばく露関係者に対する補償等に関すること
- (2) 石綿ばく露関係者が石綿関連疾患を発症した際の疾患判定に関すること
- (3) 石綿ばく露関係者に対する検診に関すること
- (4) 市が管理する施設における石綿の飛散等にかかる検証に関すること
- (5) その他委員長が必要と認めた事項

(状況把握及び助言)

第6条 委員会は、市が決定した石綿ばく露関係者に対する対策等の実施状況について、年に1回以上の報告を求め、それに対し必要に応じて助言を行う。

(専門部会)

第7条 委員長が必要と認めた場合、委員会に専門部会を設置することができる。

- 2 部会員は委員長が指名する。
- 3 専門部会の名称、その他必要な事項は別に定める。

(委員の報酬)

第8条 委員及び前条に規定する部会の部会員に対する報酬は、日額18,000円とする。

- 2 第2条第1項第5号の規定による委員に対する報酬は、別に定めることができる。

(関係者の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の石綿ばく露関係者等に委員会への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、あるいは資料の提出を求めることができる。

(報告)

第10条 委員長は、審議が終了したときは、議決事項等に基づき、必要に応じて市長に報告を行う。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務部行政総務課において総括し、及び処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月7日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年3月27日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される藤沢市石綿関連疾患対策委員会の委員の任期については、第2条第2項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成31年1月7日から施行する。